

証拠保全申立書

20 年（平成 年） 月 日

地方裁判所 民事部 御中

申立人代理人弁護士

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立ての趣旨

県 市 番地 所在の相手方が設置する 市役所に臨み、相手方の保管する別紙目録記載の文書（準文書を含む）についての提示命令及び検証を求める。

申立ての理由

第1 証すべき事実

県 市 番地 所在の相手方が設置する 県 市福祉事務所長及び 市福祉課職員が、職務上の義務に違反して、故意または過失によって、前者において、申立人の生活保護申請があったにもかかわらず長期間、保護決定を行わず、その後、保護決定を行ったものの、理由なく住宅費の支給決定をせず、申立人の転居に伴い新居住地を管轄する福祉事務所長に通知を行わなかった行為、及び、後者において、申立人の保護開始申請の受理を多数回に渡り拒絶し、住宅費を支給しない前提で転居に関し誤った説明と指示をし、転居後の新居住地での生活保護申請を禁止した行為により、申立人に損害を被らせた事実

第2 保全の事由

1 当事者

申立人(昭和 年 月 日生)には、長女 (昭和 年 月 日生)、
長男 (昭和 年 月 日生)の2人の子がいる(甲第1号証)。

相手方は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、 県 市福祉事
務所長(以下「 市福祉事務所長」という。)に委託して行っている自治体
である(生活保護法19条5項、同法施行令1条、 市生活保護法施行細則
平成 年 月 日 市規則第 号第 条)。

2 事実経過

- (1) 申立人の 病判明までの生活
- (2) 申立人の入院と世帯収入の減少
- (3) 度重なる生活保護の申請拒否
- (4) 申請の受け付け
- (5) 保護廃止を意図とした住宅費の不支給と誤った指導・指示
- (6) 保護辞退届と推測される書類への署名
- (7) 転居に伴う保護廃止及び通知義務違反

3 相手方の責任

- (1) 市福祉事務所長の行為

ア 市福祉事務所長が平成 年 月初旬、口頭による生活保護申請日を
保護開始日とする保護決定を行わなかった行為

- a 平成 年 月初頭における申請
- b 同日時点で要保護状態にあったこと
- c 国家賠償法1条1項の違法、過失

市福祉事務所長は、 市福祉課職員の行為を監督し報告を受け
る立場にあり、申立人が、平成 年 月初めに口頭で保護開始の申請を
しており、同日の時点で要保護状態にあったことを認識していた。した

がって、市福祉事務所長としては、同日に申請がなされたことを前提として、速やかに同日を保護開始日とする保護決定を行うべき職務上の義務を負っていたものであり、にもかかわらず、平成 年 月 日の申請に基づいて翌 月 日に本件決定を行うまで、保護決定の措置をとらなかったのであるから、市福祉事務所長は、職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき少なくとも過失があった。

イ 住宅費の不支給

市福祉事務所長は、申立人に対し、平成 年 月 日付けで保護開始決定をしたが、その際、住宅費については、支給する旨の決定をしなかった。市福祉事務所長としては、住宅費を支給しない理由は何もなかったのであるから、住宅費の支給を含む保護決定を行うべき職務上の義務を負っていたものであり、にもかかわらず、住宅費を支給する決定を行わなかったのであるから、市福祉事務所長は、職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき少なくとも過失がある。

ウ 転居に伴う通知義務違反

前記のとおり、市の生活保護法施行細則 条 は、「被保護者が、その居住地を他の福祉事務所長の所管区域内に移転したときは、市福祉事務所長は、速やかに必要な決定を行い、要保護者の転出について（様式第 号）により新居住地に通知しなければならない。」としている。

したがって、市福祉事務所長としては、申立人の転出につき、速やかに 区に通知しなければならない職務上の義務を負っていたにもかかわらず、区に対する通知を行わなかったのであるから、市福祉事務所長は、職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき少なくとも過失がある。

(2) 市役所福祉課職員の行為

ア 福祉課職員による保護開始申請の受付け拒絶行為

すべての国民には、生活保護の申請権が保障されており、保護実施機関の担当者は、申請がなされた場合に、その受付けを拒絶することは許されない。

したがって、市役所福祉課の職員が申立人の生活保護申請を繰り返し拒絶した行為は、保護の実施機関の担当者として職務上の義務に違反する違法な行為であり、かつ、その点につき故意または過失があるというべきであり、申立人らは、迅速・適正に保護を受ける権利を侵害された。

イ 保護廃止を意図とした住宅費の不支給と誤った転居の説明・指示

前記のとおり、職員は、申立人に対し、住み慣れた市のアパートについては、家賃を滞納している以上、転居するしか選択肢がないと説明した上で、住宅費を支給せず、市ではなく区への転居を指示した。

しかし、賃貸人は、申立人に対し、滞納家賃分は少しずつ支払ってくればよいという対応で、賃貸借契約の解除も退去も求めておらず、住み続けることを認めていた。アパートの家賃万円は、市の住宅費の上限万円を超えるものではあるが、超過分については、生活扶助費からやりくりすることも可能であった。したがって、家賃を滞納しているから、転居するしかないというの説明及び指示は明らかに誤った内容のものであった。

また、仮に、転居が必要であるとしても、区へ転居しなければならない理由はなかったものであり、前記のとおり、区に申立人の実家はあっても、援助は期待できず、そのことはも認識していた。したがって、区へ転居しなければならないというの説明及び指示も明らかに誤った内容のものであった。

保護行政担当者は、生活に困窮するなどして相談に来た者に対し、法に適合した説明をすべき注意義務があるところ、の説明及び指示は、法

に適合しないものであって、職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき故意または過失があった。

ウ 区での保護申請を禁止した行為

また、 は、申立人に対し、「今後、生活に困っても、 区の福祉課に生活保護の申請には行かないください。」などと言い、 区での生活保護申請を禁止したために、申立人は、 区に転居後しばらくの間、保護の申請をすることができなかった。

が、 区での保護申請を禁止した理由は、 市において本来保護を実施すべきであるにもかかわらず、 区に転居させてすぐに保護の申請を行うとなると、 区の保護担当から、 市から追い出し、 区に押し付けたことにつき、苦情が入ることを危惧してのものと推察される。

しかしながら、申立人が転居後の 区において保護申請をしてはならない理由はまったくないのであって、 の説明・指示は、この点でも明らかに誤ったものであり、法に適合した説明をすべき職務上の義務に違反し、かつ、そのことにつき故意または過失があった。

4 損害

申立人は、前記3の 市福祉事務所長の各行為及び 市福祉課職員の各行為により、 本来支給されるべきであった平成 年 月初旬から平成 年 月 日までの生活保護費を受領できず、同期間の生活保護費相当額及び受給できなかった期間中、最低生活費を下回る生活を余儀なくされたことに伴う精神的苦痛を慰謝すべき慰謝料相当額、平成 年 月 日から同年 月 日までの住宅費相当額並びに長年住み慣れたアパート及び 市から理由なく追い出された精神的苦痛を慰謝すべき慰謝料相当額、 市における保護廃止後、

区の保護申請までの生活保護費相当額及び同期間中、最低生活費を下回る生活を余儀なくされたことに伴う精神的苦痛を慰謝すべき慰謝料相当額の各損害を被った。

5 保全の必要性

- (1) 申立人は現在、相手方に対し、損害賠償等訴訟の提起を準備中であるが、同訴訟において最も重要な証拠は、いうまでもなく別紙目録記載の面接記録票、ケース記録票等（以下、「本件文書等」という。）である。

仮に、本件文書等が改ざん、破棄、隠匿されれば、相手方の責任を追及する同訴訟の追行は事実上不可能ともなる。

- (2)ア ところで、本件文書等は、いずれも相手方の手中にあるところ、申立人による度重なる生活保護申請を悉く受け付けなかった相手方の重大な違法行為、保護廃止を意図した住宅費の不支給と転居に伴う通知義務違反及びその後の相手方の非を認めない不誠実な態度に照らすと、相手方において、訴訟で不利益になると予測される部分の改ざん、破棄等をする蓋然性は極めて高いというべきである。

イ 即ち、生活保護法第6条本文は、「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。」と規定しており、要保護者等に法律上の権利として保護請求権を保障している。その結果、要保護者等から生活保護の申請があった場合、実施機関は、例外なく申請を受け付けることが義務づけられているのであり、実施機関において申請を受け付けない取扱いは、それが如何なる理由に基づくものであっても、要保護者等の保護申請権を侵害する違法な行為と当然に評価されるのである。

ところが、既述のとおり、申立人は、平成 年 月に初めて生活保護申請を行った後に少なくとも10回程度にわたり相手方に生活保護申請を行ったにもかかわらず、相手方は、平成 年 月 日まで申立人の生活保護申請を受け付けなかったのであり、相手方の度重なる違法行為は慢性的かつ重大であり、その違法性の程度は無視しえないものがある。そして、生活保護申請を受け付けずに申請者に申請を断念させる申請窓口での違法な取扱い、所謂「窓口規制」が昨今社会問題化しており、実施機関の責任を追及する世論が

日増しに高まっている現状のもとで、本件における窓口規制に関しても社会的に強い非難がなされており（甲第8号証の3）、相手方は、申立人や世論による責任追及を免れたいという強い誘惑に駆られているというべきである。

ウ 具体的には、相手方は、区在住の申立人の親族が、申立人を支援する可能性がないことを十分認識していたにもかかわらず区への転居指導を続けただけでなく、転居に際し、区への移管通知をあえて行わず、その上、申立人に対し区での保護申請を禁止して、不適正な処理が公にならないよう隠蔽の手立てを講じた。本件で提訴されれば、相手方は、この転居指導、通知の不実施、区での保護申請禁止の指導を正当化し、あるいは隠蔽すべく、親族の支援可能性やその相手方の認識等に関する自己保有の記録を破棄・改竄する強い誘惑に駆られるのは明らかである。

エ 相手方の職員は、保護廃止後の平成 年 月 日、弁護士から、移管の通知を取っていないことを指摘され、これから通知する旨答えた（甲第9号証）が、実際には、申立人が区保護課に相談に行った同月 日当時、市から区への移管に関する通知はなかった。申立人からの指摘で、区職員が市に確認したところ、氏は手続不備を詫びるどころか、逆に申立人が保護申請したことを非難している（甲第11号証）。相手方職員の態度は、要保護性ある世帯を保護しないことを正当化し、違法行為を隠蔽することに終始しており、責任を免れるためには手段を選ばないという悪意に満ちたものである。

オ このように、申立人の保護受給に関する相手方の終始消極的な態度、要保護性を確信的に否定する言動から、相手方において、申立人からの責任追及を回避するという、極めて強い動機を有するのは明らかである。

現在相手方が保有する本件記録等を提訴前に保全しておかなければ、平成 年 月から翌 年 月までの本件記録等のうち、申立人の要保護性等に関する記載を、相手方が破棄・改竄する可能性が高い。

6 よって、申立人らは、相手方において本件文書等を改ざん、破棄、隠匿、廃棄するような事態を未然に防止し、本件文書等の保全をするため、本件申立に及んだ次第である。

疎明資料

- | | | |
|----|-------------|----------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 戸籍謄本 |
| 2 | 甲第2号証 | 住民票 |
| 3 | 甲第3号証 | 生活保護決定通知書（平成 年 月 日付） |
| 4 | 甲第4号証 | 同上（同年 月 日付） |
| 5 | 甲第5号証 | 同上（同年 月 日付） |
| 6 | 甲第6号証 | 保護開始決定通知書 |
| 7 | 甲第7号証 | 保護変更決定通知書 |
| 8 | 甲第8号証 | 新聞記事 |
| 9 | 甲第9号証の1ないし3 | 報告書 |
| 10 | 甲第10号証 | 生活保護手帳（抄） |
| 11 | 甲第11号証 | 陳述書 |

附属書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 甲号証 | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状 | 1通 |

(別紙目録)

(昭和 年 月 日生)世帯の生活保護にかかる次の文書等

- 1 面接記録票、保護台帳、保護決定調書、保護金品支給台帳、生活指導記録票、
ケース記録票
- 2 受付簿、保護申請処理簿、医療券交付処理簿
- 3 生活保護法第28条の規定により検診を受けるべき旨を命じた際の検診命令書、
検診書、検診料請求書
- 4 生活保護法第29条の規定による調査の囑託を行った際の調査依頼書及び回答
書
- 5 生活保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護
者の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会を行った際の照会文書及び
回答書
- 6 Aの転出に伴い新居住地の福祉事務所に発した通知書及びその添付書類
- 7 保護申請書、資産申告書、収入申告書、同意書、保護変更申請書、給与証明書、
生業計画書、(保護)辞退届、求職活動状況報告書、就労状況明細報告書等、
が作成または提出した一切の文書等
- 8 その他、 世帯の生活保護に関し作成された一切の記録